

蒲郡市証明書の時間外交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等（以下「証明書」という。）の時間外交付に関する事務の取扱いを定め、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「時間外交付」とは、窓口での証明書申請及び交付に代わって電話を使用して申請を行った者が、開庁日の時間外（第8条第2項に規定する交付時間をいう。以下同じ。）に当該証明書の交付を受けることをいう。

(取扱事務の範囲)

第3条 時間外交付のできる証明書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（特別の請求を含むが、除票は除く。）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 課税証明書
- (5) 所得証明書
- (6) 住民税決定証明書
- (7) 住民票記載事項証明書
- (8) 戸籍の附票の写し
- (9) 身分証明書

(時間外交付に係る申請)

第4条 次の各号に掲げる証明書の時間外交付を申請できる者は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書 蒲郡市の住民基本台帳に記録されている者及びその者と同一世帯の者
- (2) 印鑑登録証明書 蒲郡市印鑑条例（昭和49年蒲郡市条例第28号）第6条第1項に規定する登録者及び蒲郡市印鑑条例施行規則（昭和50年蒲郡市規則第4号）第11条に規定する代理人
- (3) 納税証明書、課税証明書、所得証明書及び住民税決定証明書 本人及び本人と同一世帯の者
- (4) 戸籍の附票の写し 請求する戸籍に記載されている本人及び配偶者並びに本

人の直系尊属及び直系卑属

(5) 身分証明書 請求する戸籍に記載されている本人及び本人と同居の親族

2 電話により証明書の交付申請をする者は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに、必要な証明書を取り扱う担当課へ、申請者及び必要な者の氏名（外国人住民にあつては、氏名又は通称名）、住所、連絡先等を明らかにして、申請をしなければならない。

（申請の受付及び証明書の交付決定）

第5条 市長は、電話による証明書の交付申請を受付するときは、必要事項を聞き取り、証明書の種類に応じた時間外交付申請書（第1号様式から第6号様式まで）を作成する。

2 市長は、前項により作成した時間外交付申請書を、住民基本台帳と照合して交付の可否を決定する。交付不可となった場合は、申請時に指定された連絡先にその旨を通知する。

（証明書の交付に係る伝達事項）

第6条 市長は、前条第2項の規定により交付の決定をした申請者に対し、次に掲げる事項を伝えなければならない。

- (1) 交付日時
- (2) 交付場所
- (3) 証明書を交付できる者の制限
- (4) 手数料
- (5) 交付時に必要な書類

（証明書の作成及び管理）

第7条 証明書の申請に対し、市長が交付可能と判断したものは、当該時間外交付申請書に基づき、交付日をもって証明書を作成する。

（証明書の時間外交付）

第8条 証明書の時間外交付を受けることができる者は、申請者とする。ただし、被証明者本人が受け取りに来た場合には交付することができる。

2 証明書交付時間は、交付申請日の午後5時15分から午後9時までとする。

3 証明書の時間外交付は、市役所当直室において、市長が委託した警備員（以下「交付取扱者」という。）が行うものとする。

（交付方法）

第9条 交付取扱者は、申請者が提示した次のいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）と照合して、本人確認ができたときは、時間外交付申請書に受領の署名を求め、蒲郡市手数料条例（昭和29年蒲郡市条例第3号）に規定する手数料を徴収し、領収書と共に証明書を交付する。ただし、印鑑登録証明書にあっては、次の各号のいずれかによる本人確認と被証明者の印鑑登録証の提出を求める。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) その他官公署が発行した写真付き身分証明書（旅券、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一次庇護許可書、仮滞在許可書等）
（交付できない場合等の処理）

第10条 証明書は、次に掲げるときは、これを交付することができない。

- (1) 申請者以外の者が来庁したとき。ただし、被証明者本人の場合は、この限りでない。
- (2) 申請者が本人確認書類を持参しないとき。
- (3) 本人確認書類の有効期限が経過しているとき。
- (4) 印鑑登録証明書の交付を受ける者が、被証明者の印鑑登録証を持参しないとき。
- (5) 交付時間外に来庁したとき。ただし、申請者から連絡のあったときは、この限りでない。
- (6) 手数料を納付しないとき。
- (7) 申請者が、時間外交付申請書に受領の署名をしないとき。
- (8) 申請内容と異なる証明書を請求したとき。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（番号整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第3項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。